技術提案確認協議（以下「ヒアリング」という。）を実施し、技術提案の技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、優先交渉権者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑹　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑺　本工事に先立って実施する設計業務の規模は２億円程度（税込み）を想定している。なお、設計業務の規模には、工法の確実性をより高める検討を目的とした実証実験等の費用は含まないものとする。また、本工事の規模は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対して別途通知する。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格の認定

【単体の場合】

土木工事において、設計業務の見積合せ時に「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,600点以上（土木工事）であること。）。

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、設計業務の見積合せ時に「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるイ）及びロ）の工事の施工実績を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に添付すること。）。

ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

イ）セグメント外径９m以上の密閉型シールドトンネル工事

ロ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積60㎡以上の道路トンネル工事

ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その４）、（その５）、（その６）」の受注者は、当該同種工事の施工実績の確認を要しない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

イ）セグメント外径４m以上の密閉型シールドトンネル工事

ロ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上の道路トンネル工事

ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その４）、（その５）、（その６）」の受注者は、当該同種工事の施工実績の確認を要しない。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事の契約締結日の翌日から工事現場が稼働（準備工を含む）をしている期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験

１）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（共同企業体を構成する場合は各構成員のうち１名以上）が、平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるイ）の工事の経験を有すること。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

イ）セグメント外径４m以上の密閉型シールドトンネル工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付、国総建第155号）

２）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年４月16日付、国総建第97号）

３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年１月22日付、国総建第335号）

④　監理技術者にあっては、確認資料提出日に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次の掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の契約期間において配置できること。

①　設計管理技術者

設計管理技術者は、下記の１）並びに２）に示す要件を満たす者で、かつ日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

イ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ロ）技術士［総合技術監理部門（建設－トンネル）又は（建設－施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者。

ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］の資格保有者。

ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格を有している者。